## 大規模災害時石油燃料供給対策 スキーム

重要施設: 県石油商業組合ルート(H24.8.24協定締結)と 石油連盟ルート(H25.1.23覚書締結)で供給

緊急車両:県が県石油商業組合と調整した給油所で優先給油

石油 連盟

調整·伝達

要請

<u>①「災害時石油供給連携計画」が実施されている場合</u> 国災害対策本部(内閣府→エネ庁) ②「災害時石油供給連携計画」が実施されていない場合

エネ庁

緊急車両

赤色灯付 車両

医療機関 の車両

訪問看護 等車両

ライフライン 復旧車両

道路等 復旧車両

給水車等

支援物資 運搬車両 行政機関 公用車

その他 の車両

営業に支障のな

い

範囲で優先

給

石油連盟ルート

石油元売会社 が大型タンクロー リーで直接配送 するため設備要 件があり、大規 模な施設に限ら れる。

要 請

県災害対策本部 (統括調整部 対策班)

※ 震度6以上で設置

要

請

重要施設

AN HIE

給油所

給

油

要請

調整

県石油商業組合

石油元売

供給

医療機関

福祉施設

避難所

上下水道 施設等

警察署•

消防署

ダム等

行政庁舎

路線バス等 営業施設

その他の 施設

供給

給油所• 配送センタ

会社